

国民体育大会競技運営部会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）規程第9条の規定に基づいて設置された、国民体育大会競技運営部会（以下「部会」という。）に関することを定める。

第2章 審議事項

第2条 部会は、国民体育大会（以下「国体」という。）における競技運営についての専門事項を審議する。

第3章 部会委員及び部会長

第3条 部会は、次の部会委員をもって構成する。

（1）国体委員会委員長が、国体委員会委員の中から指名する若干名の部会委員

（2）本会加盟競技団体のうち国体の実施競技（正式競技及び公開競技）団体及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出する各1名の部会委員

第4条 部会の部会長は、国体委員会委員長があたる。

第4章 任期

第5条 部会委員の任期は、委嘱日から開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5章 部会

第6条 部会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

第7条 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決定する。

第6章 補則

第8条 その他部会について必要な事項は、国体委員会で定める。

附則1

1. この規程は、昭和52年5月17日から施行する。

附則2

1. この規程は、平成14年7月2日から施行する。

附則3

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則4

1. この規程は、平成25年3月13日から施行する。

2. 第3条（2）に規定する部会委員の構成については、平成25年度定時評議員会の終結の時から適用する。